

(事務連絡)
令和3年10月1日

優樹福祉会職員 各位

社会福祉法人 優樹福祉会
理 事 長 杉山 和巳
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染対策について

日頃より、職員の皆様には新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて様々な対応をしていただいている事、心より感謝いたします。

政府は令和3年9月30日をもって19都道府県の緊急事態宣言及び福島県を含む8件のまん延防止重点措置をすべて解除としました。

緊急事態宣言及びまん延防止重点措置が解除されたことにより、法人で実施していた感染防止対策のための休業については、当面の間適用しないこととします。

緊急事態宣言解除後は、気のゆるみにより感染防止対策がおろそかになります。新型コロナ感染の再拡大を招かないためにも、職場内での感染症対策を徹底すると同時に、職員・利用者一人ひとりの日常における基本的な感染防止対策を今まで通り徹底して行ってください。

今後もあらゆる場面で、新型コロナウイルスに感染するリスクがあることを意識し、油断することなく基本的な感染防止対策の徹底を重ねてお願いします。

1. マスクの着用、手洗い、うがいの徹底
2. 事業所や自宅で検温を行い、しっかりと体調管理
3. 行動記録をつける
4. 発熱・体調不良・受診等があった場合は管理者に連絡・相談
5. 同居家族に発熱や症状が出た場合も管理者に連絡・相談
6. 同居家族に濃厚接触やそこに関係する状況があった場合、管理者に連絡
7. 事業所で共通して使用する機器類の消毒・換気の徹底
8. 感染リスクの高い行動は控える

移動先の感染状況、さまざまな情報に注意し感染拡大地域との不要不急の往来は控える

9. 法人の歓送迎会や不要不急の集会は行わない

※ワクチン接種後でも感染する場合があります。

決して油断せず基本的な感染防止対策の徹底の継続をお願いします。